

梅雨時期の災害に備えましょう

☎ 総務課地域・防災係 ☎ 282-1111

熊本地震の影響で、今年の梅雨時期には警報などの発令が多くなることが予想され、それに伴い町が発令する避難勧告なども多くなることが予想されます。早めの避難を心がけましょう。

土砂災害の危険性が高くなっています。

大雨などによる土砂災害や水害が発生しやすくなります。今年は熊本地震の影響で、地盤が脆弱となっており、通常よりも土砂災害の危険性が高くなっていることから、例年以上の警戒が必要です。

基準水位が引き下げられています。

熊本地震により、河川の堤防などに多数の変状が生じました。本格的な復旧工事が完了するまでの間、避難勧告などの目安となる洪水予報の基準水位が引き下げられています。降雨の際は早めの避難を心がけましょう。

防災情報をこまめに入手しましょう。

- 熊本地統合型防災情報システム
熊本地内の土砂災害情報などが確認できます。

熊本地統合型防災情報システム で 検索

- 熊本地防災情報メールサービス
熊本地に関する防災情報などをメールで受け取ることができます。次のアドレスから設定を行ってください。

熊本地防災情報メールサービス で 検索

- 緊急時には緊急速報メールで情報を発信します。
緊急速報メールは、緊急地震速報に加えて国や町が発信する避難情報など、御船町内にいる携帯電話利用者へ一斉にメールを配信します。事前登録や申し込みは不要です。サービスに対応していない携帯電話や、設定で拒否している場合は受信できません。

農地の非農地判断を開始

☎ 農業委員会（農業振興課農地係） ☎ 282-1607

町農業委員会では、平成27年度から農地の非農地判断を開始しています。

近年、担い手の減少や農業所得の減少などにより、耕作放棄地が増加しています。また、耕作放棄地の大半が森林・原野化しており、今後農地としての復元利用が大変困難な状況となっています。

町農業委員会では、復元利用ができない農地と利用できる農地を明確化するための判断をしています。



◀非農地判断を行っている様子

●非農地の判断基準

- 1 土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地
 - 2 1以外でも、対象地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地
- ※ただし、自ら植林した農地および農振農用地内の農地などは対象外となります。

●スケジュール

- ・申請期間 6月から9月末まで
 - 10月から、農業委員会が現地確認を行い、非農地判断後、3月に結果を通知します。
- 詳しくは、地元農業委員又は農業委員会事務局にお尋ねください。

7月10日は参議院議員通常選挙の投票日です

☎ 選挙管理委員会 ☎ 282-1111

第24回参議院議員通常選挙が7月10日に執行されます。日本の将来を決める大切な選挙です。有権者一人ひとりが政治の主権者として投票に参加しましょう。

今回の選挙は、地震の影響で一部会場を変更しています。また、投票に必要な入場券は、選挙管理委員会より、6月下旬までに郵送します。

投票所・投票時間

投票区（投票所）	投票地区	投票時間
第1投票所 （御船中学校体育館）	御船地区全域	午前7時～午後7時
第2投票所 ※ （県農業研究センター 茶業研究所）	滝尾地区全域 粒麦（水越）	
第3投票所 （水越分館）	水越地区 （粒麦を除く）	午前7時～午後6時
第4投票所 ※ （七滝分館）	七滝地区全域	
第5投票所 ※ （上野保育園）	上野地区全域	
第6投票所 （田代東部分館）	南田代第3・4区 上田代、水源	午前7時～午後5時
第7投票所 （浅の敷公民館）	浅の敷	
第8投票所 （北田代分館）	牧の原、玉来、下山 木戸屋、中野、間所	午前7時～午後7時
第9投票所 （木倉小学校体育館）	木倉地区全域	
第10投票所 ※ （高木学童うさぎクラブ）	高木地区全域	
第11投票所 （小坂小学校体育館）	小坂地区全域	

※ご本人の入場券と、投票時間を間違えないようご注意ください。

※午後8時15分から御船小学校体育館で即日開票を行います。

- 公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。
- 参議院議員通常選挙から、投票所の統廃合を行います。間所地区の皆さんは、新たに第8投票所となった北田代分館での投票をお願いします。また、北田代地区、木倉地区、高木地区、小坂地区の皆さんは、投票所番号が繰り上がりますので、お間違いのないようご注意ください。

- 地震で避難している人は、入場券が確実に手元に届くよう、郵便局で転送処理を行ってください。（入場券がなくても投票することは可能です）
- 避難中の人は、できるだけ期日前投票または不在者投票をご利用ください。期日前投票所では、町内すべての投票区の対象者が投票できます。また、不在者投票は、町外に避難中の人でも最寄りの市町村で投票ができます。ただし、投票用紙の郵送等に日数がかかるため、早めに手続きをしていただく必要があります。（7月10日当日の投票所では投票できません）

■選挙の内容

選挙区と比例代表の2つの投票で参議院議員を選びます。選挙区では候補者の氏名1人を自書して投票してください。比例代表では、候補者の氏名1人または、届出政党名のどちらかを自書して投票してください。

■投票ができる人

- ①選挙人名簿に登録された満18歳以上の日本人
- ②投票日に住民票のある人
- ③公示日の前日を基準として、御船町に住民票が引き続き3カ月以上ある人

■選挙の公示日 6月22日（日）

■期日前と不在者投票 6月23日（日）～7月9日（日）

■投票日 7月10日（日）

■期日前でも投票ができます

選挙当日に、▽仕事▽学校▽地域行事▽冠婚葬祭▽旅行▽病氣一などで投票所に行くことができない人は、期日前に投票を済ませることができます。

▼時間 午前8時30分～午後8時

▼場所 御船町旧恐竜博物館

▼持っていくもの 入場券

■病院や施設で投票ができます

県の指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、施設の長に申し出ることによって、その施設で不在者投票を済ませることができます。

また、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の種類、程度に要件あり）、要介護5の介護保険認定をお持ちの人は郵便での不在者投票ができます。町選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付が必要となります。



18歳から投票できるよ!